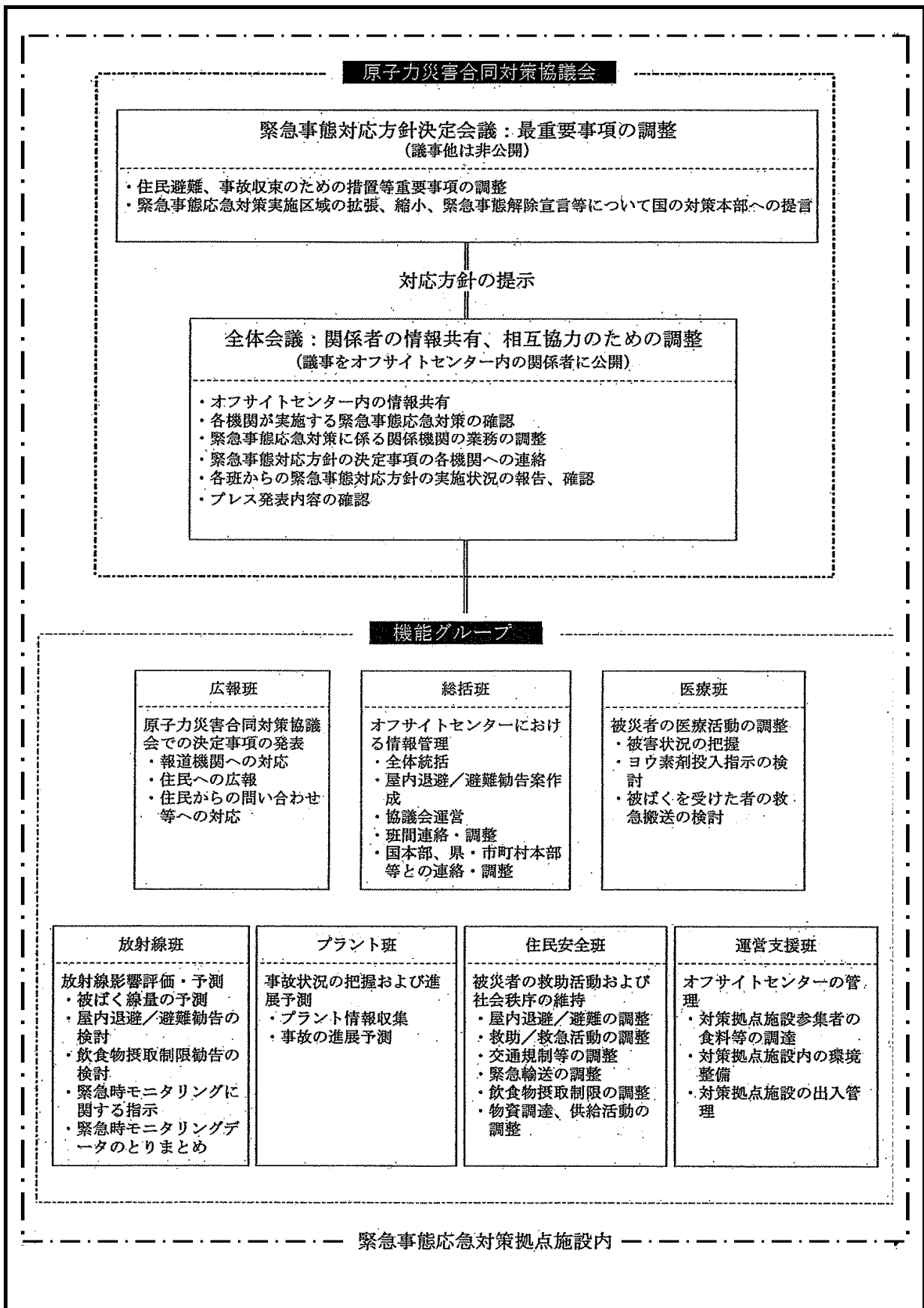


図表 1-9 原子力災害時のオフサイトセンター内部における組織構成



(注) 原子力災害対策マニュアル (平成 12 年 8 月 29 日原子力災害危機管理関係省庁会議作成) による。

図表 1-10 オフサイトセンター運営要領における機能別グループの構成員名簿の記載状況

【総括班】

原子力災害対策マニュアルの構成員		原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員						
		泊(H19.9.5現在)	六ヶ所(H19.9.10現在)	女川(H19.9.10現在)	福島第一(H20.7月現在未作成)	東海・大洗(H20.1.7現在)	横濱(20.4.1現在)	浜岡(H20.1.1現在)
責任者	①原子力安全・保安院原子力関係課長	○	○	○	△	○	○	○
副責任者	②原子力安全・保安院防災調整官	○	○	○	○	○	○	○
	③原子力安全・保安院原子力防災専門官	○	○	○	○	○	○	○
	④県担当課長レベル	○	○	○	○	○	○	○
	⑤市町村担当課長レベル	x	○	x	○	○	x	○
	⑥原子力緊急時支援・研修センター(2名)	△	○	○	○	○	○	△
	⑦原子力安全・保安院原子力防災課担当者	○	○	○	○	○	○	○
	⑧内閣官房	○	○	○	○	○	○	○
	⑨内閣府	○	○	○	○	○	○	○
	⑩内閣府原子力安全委員会事務局	○	○	○	○	○	○	○
	⑪消防庁	○	○	○	○	○	○	○
	⑫県担当者(2名)	○	○	○	○	○	△	○
	⑬市町村担当者	○	○	○	○	○	○	x
	⑭原子力事業者担当者	○	○	○	○	○	x	○

原子力災害対策マニュアルの構成員		原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員					
		志賀(H19.10月現在)	敦賀(H20.1.1現在)	大飯(H20.7月現在)	島根(H20.1.10現在)	伊方(H19.10.9現在)	川内(H19.9月現在)
責任者	①原子力安全・保安院原子力関係課長	○	○	○	○	○	○
副責任者	②原子力安全・保安院防災調整官	○	○	○	○	○	○
	③原子力安全・保安院原子力防災専門官	○	○	○	○	○	○
	④県担当課長レベル	○	○	○	○	○	○
	⑤市町村担当課長レベル	x	x	x	x	○	○
	⑥原子力緊急時支援・研修センター(2名)	x	x	△	○	○	x
	⑦原子力安全・保安院原子力防災課担当者	○	○	○	○	○	○
	⑧内閣官房	○	○	○	○	○	○
	⑨内閣府	○	○	○	○	○	○
	⑩内閣府原子力安全委員会事務局	○	○	○	○	○	○
	⑪消防庁	○	○	○	○	○	○
	⑫県担当者(2名)	○	○	△	○	○	○
	⑬市町村担当者	○	x	○	○	○	x
	⑭原子力事業者担当者	○	x	○	○	○	○

(注1) 当者の調査結果による。  
 (注2) 表中の○は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員と同様の者がオフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていることを表す。  
 (注3) 表中の△は、原子力災害対策マニュアルで複数名が構成員として示されているが、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿では1名のみが構成員となっていることを表す。  
 (注4) 表中のxは、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員が、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていないことを表す。  
 また、xとしているものつら、欄外に示しているものについては、当該班において中心となるべき職員や専門的知見を有する職員等、当該班の業務を行う上で特に重要な要員と考えられる者が構成員となっていないことを表す。

【放射線班】

原子力災害対策マニュアルの構成員		原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員					
		泊(H19.9.5現在)	六ヶ所(H19.9.10現在)	女川(H19.9.10現在)	福島第一(H20.7月現在未作成)	東海・大浜(H20.1.7現在)	楯岡(H20.1.1現在)
責任者	①文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長	○	○	○		○	○
	②環境省環境政策センター所長等	○	○			○	○
職員	③原子力緊急時支援・研修センター(2名)	△	○	○		○	○
	④原子力安全・保安院原子力安全広報課担当者	○	○	○		○	○
	⑤文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐(防災担当)	○	○	○		○	○
	⑥厚生労働省	○	○	○		○	○
	⑦農林水産省	○	○	○		○	○
	⑧環境省	○	○	○		○	○
	⑨環境省地方環境事務所	×	×	×		×	×
	⑩県担当者	○	○	○		○	○
	⑪市町村担当者	×	○	×		○	×
	⑫原子力安全委員会緊急技術助言組織等専門家	○	○	○		○	○

原子力災害対策マニュアルの構成員		原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員					
		志賀(H19.10月現在)	敦賀(H20.1.1現在)	大飯(H20.7月現在)	島根(H20.1.10現在)	伊方(H19.10.9現在)	川内(H19.9月現在)
責任者	①文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長	○	○	○	○	○	○
	②環境省環境政策センター所長等	○	○	○	○	○	○
職員	③原子力緊急時支援・研修センター(2名)	×	×	△	○	△	×
	④原子力安全・保安院原子力安全広報課担当者	○	○	○	○	○	○
	⑤文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐(防災担当)	○	○	○	○	○	○
	⑥厚生労働省	○	○	○	○	○	○
	⑦農林水産省	○	○	○	○	○	○
	⑧環境省	○	○	○	○	○	○
	⑨環境省地方環境事務所	×	○	○	×	×	×
	⑩県担当者	○	○	○	○	○	○
	⑪市町村担当者	×	×	○	×	○	○
	⑫原子力安全委員会緊急技術助言組織等専門家	○	○	○	○	○	○

(注1) 当省の調査結果による

(注2) 表中の○は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員と同様の者がオフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていることを表す。

(注3) 表中の△は、原子力災害対策マニュアルで種数名が構成員として示されているが、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿では1名のみが構成員となっていることを表す。

(注4) 表中の×は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員が、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていないことを表す。

また、×としているものつら、漸進的であるものについては、当該班において中心となるべき職員や専門的知見を有する職員等、当該班の業務を行う上で特に重要な要員と考えられる者が構成員となっていないことを表す。

【プラント班】

原子力災害対策マニュアルの構成員	原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員						
	泊(H19.9.5現在)	六ヶ所(H19.9.10現在)	女川(H19.9.10現在)	福島第一(H20.7月現在未作成)	東海・大浜(H20.1.7現在)	横濱(20.4.1現在)	浜岡(H20.1.1現在)
責任者	○	○	○		○	○	○
副責任者	○	○	○		○	○	○
班員	○	○	○		○	○	○
①原子力安全・保安院総括電気工 作物検査官(兼用炉) 原子力安全・保安院上席安全審査 官(兼用炉以外)							
②原子力事業者(副所長クラス)							
③原子力安全・保安院原子力防災 課担当者		○	×				
④原子力安全・保安院原子力規制 課担当者		○	○				
⑤原子力事業者担当者(2名)		○	△				
⑥原子力安全基盤機構	×	○	×		×	×	×
⑦原子力緊急時支援・研修セン ター	○	○	○		○	○	○
⑧原子力安全委員会緊急技術助 言組織等専門家	○	○	○		○	○	○

原子力災害対策マニュアルの構成員	原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員					
	志賀(H19.10月現在)	敦賀(H20.1.1現在)	大飯(H20.7月現在)	島根(H20.1.10現在)	伊方(H19.10.9現在)	川内(H19.9月現在)
責任者	○	○	○	○	○	○
副責任者	○	×	○	○	○	○
班員	○	○	○	○	○	○
①原子力安全・保安院総括電気工 作物検査官(兼用炉) 原子力安全・保安院上席安全審査 官(兼用炉以外)						
②原子力事業者(副所長クラス)						
③原子力安全・保安院原子力防災 課担当者						
④原子力安全・保安院原子力規制 課担当者		○	○			
⑤原子力事業者担当者(2名)		×	○			
⑥原子力安全基盤機構	×	×	×	×	×	×
⑦原子力緊急時支援・研修セン ター	×	×	○	○	○	×
⑧原子力安全委員会緊急技術助 言組織等専門家	○	○	○	○	○	○

(注1) 当省の調査結果による。  
(注2) 表中の○は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員と同様の者がオフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていることを表す。  
(注3) 表中の△は、原子力災害対策マニュアルで複数名が構成員として示されているが、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿では1名のみが構成員となっていることを表す。  
(注4) 表中の×は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員が、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていないことを表す。  
また、×としているものうち、網掛けをしているものについては、当該班において中心となるべき職員や専門的知見を有する職員等、当該班の業務を行う上で特に重要な要員と考えられる者が構成員となっていないことを表す。

【医療班】

原子的力災害対策マニュアルの構成員	原子的力災害検査事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員						
	泊(H19.9.5現在)	六ヶ所(H19.9.10現在)	女川(H19.9.10現在)	福島第一(H20.7月現在未作成)	東海・大浜(H20.1.7現在)	梶須賀(H.20.4.1現在)	浜岡(H20.1.1現在)
責任者	○	○	○	○	○	○	○
副責任者	○	○	○	○	×	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
班員	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○

原子的力災害対策マニュアルの構成員	原子的力災害検査事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員						
	志賀(H19.10月現在)	敦賀(H20.1.1現在)	大飯(H20.7月現在)	島根(H20.1.10現在)	伊方(H19.10.9現在)	川内(H19.9月現在)	
責任者	○	○	○	○	○	○	
副責任者	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
班員	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	

(注1) 当分の調査結果による  
(注2) 表中の○は、原子的力災害対策マニュアルに示されている構成員と同様の者がオフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていることを表す。  
(注3) 表中の×は、原子的力災害対策マニュアルに示されている構成員が、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていないことを表す。  
(注4) 表中の△は、原子的力災害対策マニュアルに示されているものについて、当該班において中心となるべき職員や専門的知見を有する職員等、当該班の業務を行う上で特に重要な要員と考えられる者が構成員となっていないことを表す。

【住民安全班】

原千力防災対策マニュアルの構成員	原千力防災対策官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員						
	泊(H19.9.5現在)	六ヶ所(H19.9.10現在)	女川(H19.9.10現在)	福島第一(H20.7月現在未作成)	東海・大浜(H20.11.7現在)	横須賀(H.20.4.1現在)	浜岡(H20.1.1現在)
責任者	○	○	○	○	○	○	○
副責任者	△	○	○	○	○	○	○
班員	○	○	○	○	○	○	○
職員	○	○	○	○	○	○	○
①県担当部長レベル							
②経済産業省所管経済産業局(2名)							
③内閣府							
④警察庁							
⑤防衛省							
⑥消防庁							
⑦海上保安庁							
⑧県警部長レベル							
⑨市町村担当部長レベル							
⑩文部科学省大臣官房文教施設企画 部施設企画課防災推進室補佐							
⑪厚生労働省							
⑫厚生労働省道府県労働局							
⑬農林水産省							
⑭国土交通省地方運輸局企画部長							
⑮国土交通省地方整備局企画部環境 審査官(北海道開発局事業課課長)							
⑯気象庁							
⑰県担当者							
⑱市町村担当課長							
⑲市町村担当者							

原千力防災対策マニュアルの構成員	原千力防災対策官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員					
	志賀(H19.10月現在)	敦賀(H20.1.1現在)	大飯(H20.7月現在)	島根(H20.1.10現在)	伊方(H19.10.9現在)	川内(H19.9月現在)
責任者	○	○	○	○	○	○
副責任者	○	○	○	○	○	○
班員	○	○	○	○	○	○
職員	○	○	○	○	○	○
①県担当部長レベル						
②経済産業省所管経済産業局(2名)						
③内閣府						
④警察庁						
⑤防衛省						
⑥消防庁						
⑦海上保安庁						
⑧県警部長レベル						
⑨市町村担当部長レベル						
⑩文部科学省大臣官房文教施設企画 部施設企画課防災推進室補佐						
⑪厚生労働省						
⑫厚生労働省道府県労働局						
⑬農林水産省						
⑭国土交通省地方運輸局企画部長						
⑮国土交通省地方整備局企画部環境 審査官(北海道開発局事業課課長)						
⑯気象庁						
⑰県担当者						
⑱市町村担当課長						
⑲市町村担当者						

(注1) 当省の調査結果による。  
(注2) 表中の○は、原千力防災対策マニュアルに示されている構成員と同様の者がオフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていることを表す。  
(注3) 表中の△は、原千力防災対策マニュアルで種別名が構成員として示されているが、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿では1名のみが構成員となっていることを表す。  
(注4) 表中の×は、原千力防災対策マニュアルに示されている構成員が、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていないことを表す。

【広報班】

原子力災害対策マニュアルの構成員	原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員						
	泊(H19.9.5現在)	六ヶ所(H19.9.10現在)	女川(H19.9.10現在)	福島第一(H20.7月現在未作成)	東海・大浜(H20.1.7現在)	横濱貫(H.20.4.1現在)	浜岡(H20.1.1現在)
責任者	○	○	○		○	○	○
副責任者	○	○	○		○	○	○
班員	×	○	×		○	○	○
	○	○	○		○	×	○
	○	○	○		○	○	○
	×	○	○		○	○	×
	○	○	×		○	×	○
	×	×	×		×	×	×
	○	○	○		○	○	○

原子力災害対策マニュアルの構成員	原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員					
	志賀(H19.10月現在)	敦賀(H20.1.1現在)	大飯(H20.7月現在)	島根(H20.1.10現在)	伊方(H19.10.9現在)	川内(H19.9月現在)
責任者	○	○	○	○	○	○
副責任者	○	○	○	○	○	○
班員	×	×	×	○	○	○
	×	×	×	○	○	×
	○	○	×	○	○	○
	○	×	○	×	○	×
	○	×	○	○	○	○
	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	○	×	×

(注1) 当省の調査結果による。  
(注2) 表中の○は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員と同様の者がオフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていることを表す。  
(注3) 表中の×は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員が、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていないことを表す。  
また、×としているものうち、網掛けをしているものについては、当該班において中心となるべき職員や専門的知識を有する職員等、当該班の業務を行う上で特に重要な要員と考えられる者が構成員となっていないことを表す。

【運営支援班】

原子力災害対策マニュアルの構成員	原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員						
	泊(H19.9.5現在)	六ヶ所(H19.9.10現在)	女川(H19.9.10現在)	福島第一(H20.7月現在未作成)	東海・大浜(H20.1.7現在)	横須賀(H.20.4.1現在)	浜岡(H20.1.1現在)
責任者 ①経済産業省所管経済産業局 (2名)	○	○	○		○	○	○
副責任者 ②県担当課長レベル	○	○	○		○	○	○
班員	×	○	×		○	○	○
	○	△	○		○	○	○
⑤市町村担当者	×	○	×		○	○	×
⑥原子力安全基盤機構	×	○	×		×	×	×

原子力災害対策マニュアルの構成員	原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員					
	志賀(H19.10月現在)	敦賀(H20.1.1現在)	大飯(H20.7月現在)	島根(H20.1.10現在)	伊方(H19.10.9現在)	川内(H19.9月現在)
責任者 ①経済産業省所管経済産業局 (2名)	○	○	○	○	○	○
副責任者 ②県担当課長レベル	○	○	○	○	○	○
班員	×	○	×	×	×	○
	○	○	△	○	○	○
⑤市町村担当者	○	○	○	×	○	○
⑥原子力安全基盤機構	×	×	×	×	×	×

(注1) 当省の調査結果による。  
 (注2) 表中の○は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員と同様の者がオフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていることを表す。  
 (注3) 表中の△は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員として示されているが、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿では1名のみが構成員となっていることを表す。  
 (注4) 表中の×は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員が、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていないことを表す。  
 また、×としているものうち、網掛けをしているものについては、当該班において中心となるべき職員や専門的知見を有する職員等、当該班の業務を行う上で特に重要な要員と考えられる者が構成員となっていないことを表す。



文部科学省茨城原子力安全管理事務所の場合(H20. 1. 7現在)

【総括班】

原子力災害対策マニュアルの構成員		茨城原子力安全管理事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員	
責任者	①文部科学省科学技術・学術政策局 防災環境対策室長	○	○
副責任者	②文部科学省原子力防災専門官(2名) ③文部科学省安全管理事務所長	○	○
班員	④文部科学省大臣官房文書課企画課 総務課企画課防災推進室補佐(大学施設発災時のみ)	○	○
	⑤原子力安全・保安院防災調査官	○	○
	⑥県担当課長レベル	○	○
	⑦市町村担当課長レベル	○	○
	⑧原子力緊急時支援・研修センター(2名)	○	○
⑨内閣府	○	○	
⑩内閣府原子力安全委員会事務局	○	○	
⑪消防庁	○	○	
⑫県担当者(2名)	○	○	
⑬市町村担当者	○	○	
⑭原子力事業者担当者	○	○	

【放射線班】

原子力災害対策マニュアルの構成員		茨城原子力安全管理事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員	
責任者	①文部科学省科学技術・学術政策局 放射線課課長	○	○
副責任者	②文部科学省科学技術・学術政策局 防災環境対策室補佐(防災担当)	○	○
班員	③環境監視センター所長等	○	○
	④原子力緊急時支援・研修センター 総務課企画課防災推進室補佐(2名)	○	△
	⑤文部科学省科学技術・学術政策局 放射線課課長(2名)	○	○
	⑥厚生労働省	○	○
	⑦農林水産省	○	○
⑧環境省	○	○	
⑨環境省地方環境事務所	○	×	
⑩県担当者	○	×	
⑪市町村担当者	○	○	
⑫原子力安全委員会 委員会事務局 総務専門官	○	○	

【医療班】

原子力災害対策マニュアルの構成員		茨城原子力安全管理事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員	
責任者	①県担当課長レベル	○	○
副責任者	②文部科学省研究振興局 量子放射線 研究課担当補佐	○	○
班員	③文部科学省高等教育局 医学教育課 専門官	○	○
	④防衛省	○	○
	⑤厚生労働省	○	○
	⑥放射線医学総合研究所	○	○
	⑦消防庁	○	○
⑧県担当者(2名)	○	○	
⑨市町村担当課長レベル	○	○	
⑩市町村担当者	○	○	
⑪原子力緊急時支援・研修センター	○	○	
⑫原子力安全委員会 委員会事務局 総務専門官	○	○	

【プラント班】

原子力災害対策マニュアルの構成員		茨城原子力安全管理事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員	
責任者	①文部科学省科学技術・学術政策局 原子力安全管理課管理・検査管理官	○	○
副責任者	②原子力事業者(副所長クラス)	○	○
班員	③文部科学省科学技術・学術政策局 原子力規制庁管理・検査担当(2名)	○	○
	④原子力事業者担当者(2名)	○	○
	⑤原子力緊急時支援・研修センター	○	○
⑥原子力安全委員会 委員会事務局 総務専門官	○	○	

【広報班】

原子力災害対策マニュアルの構成員		茨城原子力安全管理事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員	
責任者	①文部科学省科学技術・学術政策局 防災環境対策室補佐(防災担当)	○	○
副責任者	②県担当課長レベル	○	○
班員	③市町村担当課長レベル	○	○
	④原子力事業者(副所長クラス)	○	○
	⑤文部科学省大臣官房総務課広報室 広報専門官	○	○
	⑥文部科学省大臣官房文書課企画課 総務課企画課防災推進室補佐(大学施設発災時のみ)	○	○
	⑦県担当者	○	○
⑧市町村担当者	○	○	
⑨原子力事業者担当者	○	○	
⑩原子力緊急時支援・研修センター	○	○	

【運営支援班】

原子力災害対策マニュアルの構成員		茨城原子力安全管理事務所のオフサイトセンター運営要領における構成員	
責任者	①文部科学省科学技術・学術政策局 原子力安全管理課補佐(管理担当)	○	○
副責任者	②文部科学省安全管理事務所長	○	○
班員	③県担当課長レベル	○	○
	④市町村担当課長レベル	○	○
	⑤県担当者(2名)	○	○
⑥市町村担当者	○	○	

(注1) 当名の調整結果による。  
 (注2) 表中の○は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員と同様の者がオフサイトセンター運営要領の構成員となっていることを表す。  
 (注3) 表中の△は、原子力災害対策マニュアルで複数名が構成員として示されているが、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿では1名のみが構成員となっていることを表す。  
 (注4) 表中の×は、原子力災害対策マニュアルに示されている構成員が、オフサイトセンター運営要領の構成員名簿で構成員となっていないことを表す。

図表 1-11 オフサイトセンター運営要領における報道発表に関する記載状況

13 原子力保安検査官事務所及び1 原子力安全管理事務所が作成しているオフサイトセンター運営要領では、オフサイトセンターにおける報道発表に関する記載は、以下のとおりとなっている。

【報道発表】

原災法第10条第1 項前段の通報が行われた後のオフサイトセンターにおける報道機関への発表や対応については、以下に掲げる対応をするものとする。

(1) 対応者：

原子力安全・保安院原子力防災課原子力防災環境管理官（又は文部科学省原子力防災環境対策室長補佐）（原子力防災環境管理官（又は防災環境対策室長補佐）の到着前は事務所長、内容によっては審議官（又は次長））、関係都道府県及び関係市町村職員、原子力事業者、その他原子力防災環境管理官（又は防災環境対策室長補佐）が必要と認める機能班員

(2) 場所：プレスセンター（※設置場所を記載）

(3) 時間・頻度：

原則として、1 回の発表は30分以内とし、2 時間に1 回程度を目途に定期的に行うほか、現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議終了後、原子力緊急事態宣言発出後に行う。

(4) 内容：

各種会議の会議議事概要、災害時の報道要請に必要な情報等

発表内容は、事前に経済産業省緊急時対応センター（又は文部科学省非常災害対策センター）、関係都道府県、関係市町村に送付し、情報の共有を図る。

(5) 説明補助者：（略）

(6) 開催案内：（略）

このうち、各オフサイトセンター運営要領におけるプレスセンターの設置場所の記載状況は、以下のとおりとなっている。

表 プレスセンターの設置場所の記載状況

原子力保安検査官事務所及び 原子力安全管理事務所名 (オフサイトセンター運営要 領の更新日)	プレスセンター設置場所の記載の有無 (【 】は、実際の設置場所)
泊 (H19. 9. 5)	○【北海道原子力環境センター】
六ヶ所 (H19. 7. 1)	○【防災技術センター研修室】
女川 (H19. 7. 30)	×【宮城県原子力センター】
福島第一 (H19. 1. 1)	－【オフサイトセンター内】
横須賀 (H20. 4. 1)	×【神奈川県横須賀合同庁舎】
東海・大洗 (H18. 9. 28)	○【原子力緊急時支援・研修センター】
浜岡 (H19. 11. 1)	×【静岡県広報研修センター】
志賀 (H19. 4. 1)	×【志賀町総合武道館】
敦賀 (H19. 7. 3)	－【オフサイトセンター内】
大飯 (H19. 8. 31)	－【オフサイトセンター内】
島根 (H20. 1. 10)	○【島根県職員会館】
伊方 (H19. 7. 31)	×【愛媛県伊方庁舎】
川内 (H19. 9. 1)	×【鹿児島県北薩地域振興局】
茨城 (H18. 9. 28)	○【原子力緊急時支援・研修センター】

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-12 オフサイトセンター運営要領におけるオフサイトセンターからの避難に関する記載状況

13 原子力保安検査官事務所及び1 原子力安全管理事務所が作成しているオフサイトセンター運営要領では、オフサイトセンターからの避難に関する記載は、以下のとおりとなっている。

審議官（又は次長）は、オフサイトセンターから退避しなければならないような事態が生じた場合は、その旨、経済産業省緊急時対応センター（又は文部科学省非常災害対策センター）に連絡する。また、関係機関連絡員は、その旨、それぞれの機関に連絡する。

審議官（又は次長）は、その後の対策等について、関係者に対し退避経路、持ち出し物品の整理、防火対策等を指示し、避難する。

この避難先となる施設が代替施設であるが、各オフサイトセンター運営要領における代替施設の設置場所の記載状況は、以下のとおりとなっている。

表 オフサイトセンターの代替施設の設置場所の記載状況

原子力保安検査官事務所及び原子力安全管理事務所名 (オフサイトセンター運営要領の更新日)	代替施設の設置場所の記載の有無 (【 】は、実際の設置場所)
泊 (H19. 9. 5)	○【北海道後志合同庁舎】
六ヶ所 (H19. 7. 1)	○【青森県原子力センター】
女川 (H19. 7. 30)	○【宮城県石巻合同庁舎】
福島第一 (H19. 1. 1)	○【福島県南相馬合同庁舎】
横須賀 (H20. 4. 1)	×【神奈川県庁第2分庁舎】
東海・大洗 (H18. 9. 28)	×【茨城県庁舎】
浜岡 (H19. 11. 1)	○【静岡県中遠総合庁舎西部地域防災局】
志賀 (H19. 4. 1)	×【石川県中能登総合事務所】
敦賀 (H19. 7. 3)	○【福井県美浜原子力防災センター】
大飯 (H19. 8. 31)	○【福井県高浜原子力防災センター】
島根 (H20. 1. 10)	×【島根県松江合同庁舎】
伊方 (H19. 7. 31)	×【愛媛県南予地方局八幡浜支局】
川内 (H19. 9. 1)	×【鹿児島県北薩地域振興局】
茨城 (H18. 9. 28)	×【茨城県庁舎】

また、オフサイトセンター運営要領におけるオフサイトセンターからの避難に関する記載は上述のとおり、代替施設へ避難する際に代替施設に退避するまでの退避経路や持ち出し物品の整理等について指示することとされているが、その内容はあらかじめ整理されていない。

(注) 当省の調査結果による。